第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建築主等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建築主等が第二十二条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十二条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第三章第二節を同章第三節とする。

第十二条第一項中「この条及び次条第二項において」を削る。

第十七条第一項中「（以下「評価」という。）」を削る。

第三章第一節を同章第二節とする。

第三章の章名を削り、第五条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　エネルギー消費性能の向上に係る措置

第一節　総則

第四章の章名を削り、第二十六条の次に次の節名を付する。

第五節　販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第五章の章名を削り、第二十八条の次に次の節名を付する。

第六節　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第三十条第一項第一号を次のように改める。

一　申請建築物が次のいずれかに該当するものであること。

イ　そのエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。次条及び第三十条の三第一項において同じ。）に適合するものであること。

ロ　次条第一項に規定する同等性の認定を受けたものであること。

第三十条第一項第四号中「のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する」を「が第一号イ又はロのいずれかに該当する」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（建築物エネルギー消費性能向上計画に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）

第三十条の二　建築主は、第二十九条第一項の規定による認定の申請をしようとする場合において、当該申請に係る建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定（以下「同等性の認定」という。）を申請することができる。

２　前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

３　国土交通大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、当該建築物について同等性の認定をすることができる。

（審査のための評価）

第三十条の三　国土交通大臣は、同等性の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の建築物エネルギー消費性能評価機関が行うものに基づきこれを行うものとする。

２　前条第一項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同等性の認定のための審査を行うものとする。

（手数料）

第三十条の四　第三十条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三十一条第一項中「前条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「第三十条」に改める。

第三十五条第一項中「建築物エネルギー消費性能誘導基準」を「第三十条第一項第一号イ又はロのいずれか」に改める。

第三十八条第一項第二号中「この号及び第五十五条第一項第二号において」を削り、同号イ中「第五十五条第一項第二号イ」の下に「及び第六十四条の十五第一項第二号イ」を加え、同号ロ中「第五十五条第一項第二号ロ」の下に「及び第六十四条の十五第一項第二号ロ」を加える。

第五十三条第一項中「認定」の下に「及び同等性の認定」を、「評価」の下に「（以下この節及び第六十九条第二項において「評価」という。）」を加える。

第六章を第四章とし、第七章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章　建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

第一節　総則

（建築物通算炭素排出量の削減に係る関係者の努力）

第六十四条の二　建築主は、その建築又は修繕若しくは模様替をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物通算炭素排出量の削減を図るよう努めなければならない。

２　建築士は、建築物の建築又は修繕若しくは模様替に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

３　建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。第六十四条の十第二項において同じ。）は、建築工事の請負契約の締結を行うときは、当該請負契約の相手方である建築主に対し、当該請負契約に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

４　建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、炭素排出量原単位（建築材料等の製造等に伴って排出される当該建築材料等の単位数量当たりの炭素量をいう。以下同じ。）を表示するよう努めなければならない。

（建築物等に係る指導及び助言）

第六十四条の三　国土交通大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築主等又は建築物の設計若しくは施工を行う事業者に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

２　主務大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築材料等製造等事業者に対し、炭素排出量原単位の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第二節　建築物通算炭素排出量評価指針

第六十四条の四　主務大臣は、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量評価の実施に関する指針（以下「建築物通算炭素排出量評価指針」という。）を定めるものとする。

２　建築物通算炭素排出量評価指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物通算炭素排出量評価に係る建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法

二　建築物通算炭素排出量評価に係る建築主の判断の基準となるべき事項

三　炭素排出量原単位その他の建築物通算炭素排出量評価の実施のために必要な建築材料等に係る情報の収集及び整理の方針に関する事項